平成３０年（フ）第６６２号
横浜市中区末吉町４丁目83番地５　ヴォーガコルテ横濱阪東橋601号室
債務者　河原　加奈
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田木綿子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９号
秋田県仙北市角館町川原東沢62番地
債務者　戸澤　**廣**子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久島　憲晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第１４号
秋田県大仙市大曲若葉町１番12―２号
債務者　後藤美奈子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　憲史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
秋田地方裁判所大曲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３６７号
名古屋市北区中味鋺３丁目919番地　エスポワールマンション301号
債務者　平島　愛美（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３９号
愛知県豊田市梅坪町９丁目４番地５　フェスタ80　308号
債務者　フェレール　マリタこと　ＦＥＲＲＥＲ　ＭＡＲＩＴＡ　ＢＵＭＡＮＬＡＧ
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１８０号
愛知県豊田市浄水町伊保原290―１　スクエア浄水503、住民票上の住所愛知県豊田市猿投町洞53番地３
債務者　加藤　千晴
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３１１号
さいたま市桜区西堀３丁目５番３―101号
債務者　菅野　智基
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３９１号
さいたま市南区文蔵５丁目18番２号　パチュラー浦和310号
債務者　仁尾　志乃
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４２７号
埼玉県加須市礼羽335番地１　宮崎アパート西２、旧住所埼玉県加須市南町９番43号
債務者　柳沼　裕二
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４５８号
埼玉県新座市新座３丁目３番10―106号
債務者　吉田　　厚
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５９号
埼玉県春日部市大沼６丁目37番地６
債務者　滝瀬　直人
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２２５号
埼玉県春日部市下蛭田199番地　ファミールシブヤ205号
債務者　中川　善裕
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
新潟県見附市河野町24番地10
債務者　小林富士子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
新潟県柏崎市新赤坂５丁目７番10号
債務者　向　　聡美
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第３１２号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目５番12―203号
債務者　蓑田　恵美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２９０号
北九州市小倉北区板櫃町５番31―Ｃ棟202号、住民票上の住所北九州市小倉北区三萩野２丁目１番26―601号
債務者　上手　翔太
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部